【参考資料】

議案第９４号　埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について

総務部職員課

１　議案内容

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴い、同組合規約を変更することについて協議するため、議会の議決を求める。

２　協議理由

埼玉県市町村総合事務組合を組織する久喜宮代衛生組合が令和９年３月３１日付けで脱退するため。

３　根拠条文

地方自治法第２８６条第１項及び第２９０条

第２８６条　一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。（ただし書　略）

第２９０条　第２８４条第２項、第２８６条及び前２条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

４　規約変更の施行日

令和９年４月１日

担当

総務部職員課給与厚生係

電話４６３－３１９６